様式第２号

交　付　決　定　通　知　書

前橋市指令（農整）第　　　号

　所　在　地

　　事業主体名

　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　様

　令和　　年　　月　　日付けで提出された令和５年度前橋市大区画ほ場整備事業補助金の交付申請に対し、次のとおり補助金を交付することを決定したので、前橋市補助金等交付規則第５条の規定により通知します。

　　令和　　年　　月　　日

前橋市長　山　本　　　龍

1　地区名

2　補助金交付決定額　　　　　　　　　　円

3　交付条件

　(1)　 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。

(2)　 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後５年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(3)　 補助事業者は、この補助金を交付申請した内容及びこの交付決定による交付条件のほか、前橋市補助金等交付規則（平成１０年前橋市規則第３４号）及び別添の令和４年度前橋市大区画ほ場整備事業補助金交付要項を遵守し、事業を行わなければなりません。